令和4年 北秋田市農業委員会 第4回総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年4月15日(金) 午後1時30分から午後3時45分
- 2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室
- 3. 出席委員(29名)

1番	若	松	_	幸		2番	長	岐		正	3番	長	崎	成	人
4番	佐	藤	政	信		5番	成	田	博	幸	6番	澤	藤		匠
8番	伊	東	誠	子	1	0番	杉	渕	光	則	12番	宮	腰	文	義
13番	齊	藤	富美	美雄	1	5番	佐	藤	邦	久	16番	木	村	正	彦
17番	藤	島	喜身	美男	1	8番	堀	部	栄	_	19番	金		俊	英
20番	武	田	響		2	22番	檜	森		正	23番	土涯	農塚	謙-	一郎
24番	佐	藤	茂	延	2	25番	伊	藤	鶴	_	26番	\equiv	沢	博	隆
28番	簾	内		豊	2	29番	中	嶋	力	藏	30番	堀	部		聡
31番	佐	藤	篤	史	3	3 2 番	松	橋	利	彦	34番	金	田	悦	子
36番	長	岐		志	3	37番	後	藤	久	美					

4. 欠席委員 (7名)

7番 武 石 修 一 9番 三 澤 敏 行 11番 佐 藤 利 子 14番 佐 藤 稔 21番 近 藤 裕 太 27番 鈴 木 豊 33番 三 浦 和 憲

- 5. 欠員(1名)
- 6. 議事日程
 - 第1 報告第 1号 会務報告
 - 第2 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついて
 - 第5 議案第13号 北秋田市農業委員会「令和4年度最適化活動の目標の設定等」 (案) について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 佐 藤 裕 和 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

10番 杉 渕 光 則 13番 齊 藤 富美雄

9. 会議の概要

事務局

只今より令和4年 北秋田市農業委員会第4回総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番武石修一委員、9 番三澤敏行委員、11番佐藤利子委員、14番佐藤稔委員、21番近藤裕太委 員、27番鈴木豊委員、33番三浦和憲委員の7名でございます。28番簾内 豊委員からは連絡はありませんがその他全員出席しており、委員総数36 名中、28名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しており ますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。

会 長

(会長あいさつ)

議長

議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め当職より指名いたします。議席番号 10 番杉渕光則委員、13 番齊藤富美雄委員にお願いいたします。

それでは案件に入ります。「報告第1号 会務報告」を事務局よりお願い します。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第1号 会務報告。

(令和4年3月分会務を報告)

議長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議長

次に「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事 務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。

令和4年4月15日提出 北秋田市農業委員会会長 後藤久美

(受付番号1番を朗読)

以下 7 ページの受付番号 12 番までの 12 件、合計面積 20,489 m²となります。

議長

報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、 ご意見等ございませんか。

1番

1番の若松です。受付番号の2番及び3番の解約の理由欄にある「農地中間管理事業規定7の(1)の①の措置」についてお伺いします。

事務局

機構が中間管理権を設定して借受けていた土地について、耕作者が3年間で見つからなかった場合は解約するという内容になっています。なお本件は平成28年に契約したもので、当時の規定では3年間ですが、現在は1年間に改正されております。

1番

これまで受け手がいない農地は機構で受けていなかったと認識しているが、受けた事例があったと理解してよろしいか。

事務局

こちらの件については、当初は耕作者が居たが、体調不良により途中解 約し機構に戻した。その後新たな耕作者が3年間見つからなかったとい うことです。

24番

24番の佐藤です。関連ですが、機構から戻された人はどうなりますか。

事務局

自作ということになろうかと思います。

議長

その他ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

「議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題 とし事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページをお開きください。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議 を求める。

令和4年4月15日提出 北秋田市農業委員会会長 後藤久美

(受付番号1番を朗読)

以下9ページまでの5件、合計面積10,211 ㎡となります。

これらの件につきましては、別添資料 1 の調査書にあるとおり、農地 法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして いることを確認しております。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明をお願いしたいと思います。受付番号1番から3番は議席番号32番松橋利彦委員から、受付番号4番と5番は議席番号1番若松一幸委員から、それぞれ説明願います。

32番

32番松橋です。受付番号1番から3番を報告させていただきます。

調査日は4月7日、調査員は1番若松委員、36番長岐職務代理、37番後藤会長と私、事務局から日下部局長、佐藤主査の計6名で行いました。 まず、受付番号の1番ですが資料10ページから12ページになります。

11ページをご覧ください。申請地は南鷹巣の旧道を進み、藤株集落を抜

け脇神集落の入り口の所にありました。申請地の隣に居住する譲受人が 畑作を行いたいという意向とのことでして、昨年は休耕しているようで したが、耕起すれば作付け可能な状況に見受けられました。

次に、受付番号2番ですが資料 13 ページから 15 ページになります。 14 ページをご覧ください。申請地は下杉集落内にありました。譲受人が、この度申請地の道路側に居宅を建築する予定ということで、その裏手にある申請地も畑地として一体利用を計画しているということでした。こちらも耕起すれば作付け可能な状況に見受けられました。

続いて、受付番号3番ですが、資料16ページから18ページになります。17ページをご覧ください。申請地は下杉集落と上杉集落の間にありました。申請地には鳥の養鶏施設が設置されており、昨年も養鶏が行われていたということでした。その時雇われていた借り人が、独立して施設はそのまま借受けするということでした。なお、借り人は上小阿仁居住者ですが、上小阿仁において6反歩ほどの養鶏実績を事務局において確認しているとのことでした。以上です。

議長

次に若松委員お願いします。

1番

1番若松です。私から受付番号4番と5番を報告させていただきます。 調査日と調査員は、先程松橋委員が報告したものと同様です。

まず受付番号4番ですが、資料 19 ページから 21 ページになります。 20 ページをご覧ください。場所は米内沢から浦田に向かって進み、寄延 集落を抜けたところの浦田との間の田面の一角でした。市外に居住して いる譲渡人が現在耕作してもらっている譲受人に譲りたいとのことであ り、昨年作付けがされた形跡も見られましたので耕作は可能な状況と見 受けられました。

続いて受付番号5番ですが、資料22ページから24ページになります。 23ページをご覧ください。申請地は下羽立集落の北側にありました。譲 受人は違いますが、先程の案件と同一の理由で譲りたいということであ り、昨年作付けがされた形跡も見られましたので耕作は可能な状況と見 受けられました。以上です。

議長

議案第11号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員さんからも説明をしていただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番

15番佐藤です。受付番号1番について、1反歩当り30万円は少し高い感じがするのと、近い将来4条申請も視野に入れているのか。

事務局

金額については当事者間の決め事なのでこちらでは申し上げられません。4条申請については条件等から困難と考えております。

議長

ほかにご質問、ご意見ありませんか。

(なしの声)

議長

ご質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第11号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、「議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積 計画の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 25 ページをお開きください。

議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用 集積計画の決定について意見を求める。

令和4年4月15日提出 北秋田市農業委員会会長 後藤久美

まずは所有権移転についてであります。

(受付番号1番を朗読)

以下 26 ページの受付番号 3 番までの 3 件、合計面積 8,988 ㎡となって おります。

議案書27ページをお開きください。利用権設定についてであります。

(受付番号1番を朗読)

以下 46 ページの受付番号 43 番までの 43 件、合計面積 260, 850.06 ㎡ となっております。

議案書47ページをお開きください。一括方式についてであります。

(受付番号1番を朗読)

以下 49 ページの受付番号 7 番までの 7 件、合計面積 21,705 ㎡となっております。

以上の議案第12号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長事務局の説明が終わりました。議案第12号中、利用権設定の受付番号5番、6番、43番を除いて質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

25番 25番伊藤です。27ページの利用権設定の受付番号1番の賃借料は2番 の金額となるのですか。

事務局 受付番号1番は使用貸借となっていますので、使用権の設定のみ。受付番号2番は賃貸借で賃借料が発生しています。

25番 受付番号1番は本人が無償で貸し出して相手に作ってもらうということか。

事務局
そのとおりです。

3番 3番の長崎です。お願いですが、受付番号1番の利用権の設定を受ける 者の欄にある経営面積の記載について、表示桁を統一して頂けないか。 事務局

変更可能かシステム会社と協議してみます。

議長

ほかにご質問、ご意見ありませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号5番、6番、43番を除くその他 について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第12号中、利用権設定の受付番号5番と6番については、 議席番号4番佐藤政信委員との関連がありますので、佐藤委員の退席を 求めます。

暫時休憩いたします。

(退席:4番 佐藤政信委員)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号5番と6番について質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号5番と6番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席: 4番 佐藤政信委員)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第 12 号中、利用権設定の受付番号 43 番については、議席番号 19 番金俊英委員との関連がありますので金委員の退席を求めます。 暫時休憩いたします。

(退席:19番 金俊英委員)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号43番について質疑に入ります。 ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 12 号中、利用権設定の受付番号 43 番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席:19番 金俊英委員)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、「議案第13号 北秋田市農業委員会「令和4年度最適化活動の目標の設定等」(案) について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 50 ページをお開きください。

議案第13号北秋田市農業委員会「令和4年度最適化活動の目標の設定等」(案) について

「農業委員会等に関する法律第37条」および「農業委員会事務の実施 状況等の公表について」に基づき、北秋田市農業委員会「令和4年度最適 化活動の目標の設定等」について別紙(案)のとおり策定するものとする。 令和4年4月15日提出 北秋田市農業委員会会長 後藤久美

詳細については担当より説明申し上げます。

事務局 議案書 51 ページをお開きください。

(議案書及び資料3により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見 等ございませんか。

1番 検討のため休憩が必要では。

議 長 それでは暫時休憩いたします。

(各委員資料を熟読)

議長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。 ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第13号北秋田市農業委員会「令和4年度最適化活動の目標の設定等」(案)について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。 以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして4月の定例総会を閉会します。